

令和2年度随意契約一覧(コンサル)

(令和2年10月19日現在)

業種名	業務番号及び業務名	契約日	企業名	契約金額	一者随意契約理由
測量一般	用地第37号 有仁1地区地籍調査事業 地籍図・地籍簿案閲覧ほか業務	令和2年7月7日	株式会社京都イングス福知山営業所	8,679,000	<p>本業務は、有仁1地区地籍調査事業として本年度までに実施してきた現地調査、測量結果の成果である地籍図原図・地籍簿案を、地権者に閲覧・説明し、閲覧後に地権者から異議申出があれば、再立会や再測量後に成果を修正し、その後法務局登記データを作成するものである。</p> <p>地籍図原図・地籍簿案の閲覧・説明に際して、筆界等に関する多くの質問や異議申出が予想され、現地の状況や立会時の経緯を熟知した委託業者でなければ、その地権者への説明、申出内容の理解及びその修正が困難な状況となる。</p> <p>また、登記及び地図情報データを作成する数値情報化においても、現地筆界の位置状況や登記内容の変遷経緯を熟知した委託業者でなければ、円滑なデータ整理が困難となる。</p> <p>したがって事業の円滑かつ適正な進捗を図るため、これまでの委託業者である上記業者と一者随意契約をする。</p>
都市計画・地方計画	都交第13号 福知山市立地適正化計画策定業務	令和2年10月19日	アジア航測株式会社京都支店	4,730,000	<p>本業務は、現在実施している福知山市都市計画マスタープラン改定業務において新たな都市計画マスタープランの基本方針とする「コンパクト・プラス・ネットワーク」を推進するために、市再生特別措置法第81条に規定される立地適正化計画の策定に向け、公聴会等において住民の意見を反映させるために必要となる立地適正化計画素案を作成するものである。</p> <p>立地適正化計画は、都市再生特別措置法第82条において都市計画マスタープランの一部とみなすことが明記されており、また、都市計画運用指針において都市計画マスタープランの改定時期を迎えている場合は立地適正化計画の記載事項を盛り込んで作成することが望ましいと示されている。立地適正化計画と都市計画マスタープランはその関係性から調査・分析等一部の作業が重複しており、互いに記載内容を反映させながら作成することが求められるため、本業務の実施においては福知山市都市計画マスタープラン改定業務の実施状況をリアルタイムで十分に把握している必要がある。</p> <p>以上のことから、本業務を適正・的確に実施できる唯一の業者であり、かつ調査・分析・打合せ等の省略により業務費を削減できる業者として、福知山市都市計画マスタープラン改定業務の受注者である上記業者と随意契約する。</p>